

追加情報

「税理士とその顧問先が気を付けたいマイナンバー取扱いの実務」(平成 27 年 8 月 24 日発行)につき、平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、番号法施行後の平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方(本人)に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので御注意下さい(税務署提出用は、改正前と同様です)。

【参考】

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票(本人交付用)について、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

この改正は、本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報の漏えい又は滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたものです(本書 P152、P153 で指摘していた問題点への対応)。

つきましては、改正によって、従業員に交付する源泉徴収票に個人番号が記載されないため、番号法施行後においても、従来と取扱いは変わらないこととなり、従業員に周知すべき事項はなくなりました。

本書の下記ページの該当部分は、以下のようになります。

① P152 チェックポイント①

「マイナンバーを表示した状態で本人に交付することとなります」を「**マイナンバーを表示する必要がなくなりました**」として下さい。

② P153 ワンポイントアドバイス①

記載の「取扱いの際の注意事項」も、必要なくなりました。